

証券コード 9170
2025年12月2日
(電子提供措置の開始日2025年11月27日)

株 主 各 位

東京都あきる野市草花1141番地1
成友興業株式会社
代表取締役社長 細沼順人

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://seiyukogyo.co.jp/>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」「第51回定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【名古屋証券取引所ウェブサイト（上場銘柄情報）】

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>



(上記の名証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「成友興業」又は「コード」に当社証券コード「9170」を入力・検索し、「適時開示情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」に掲載されている情報をご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年12月18日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年12月19日（金曜日）午前10時（受付開始9時）
2. 場 所 東京都中央区京橋一丁目10番7号
K P P 八重洲ビル 10階 A P 東京八重洲Wルーム
(末尾の会場ご案内をご参照ください。)
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第51期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第51期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
- (1)議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の2つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付をご提出ください。

日 時

2025年12月19日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



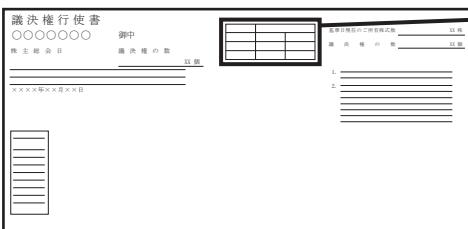
書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年12月18日（木曜日）
午後5時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があつたものとしてお取り扱いいたします。

事業報告

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復しており、先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されますが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要となっております。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている他、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意が必要な状況となっております。

当社グループを取り巻く建設業界・廃棄物処理業界におきましては公共投資、民間投資ともに堅調に推移している一方で、住宅建設については建築物省エネ法等の改正に伴う建築基準の厳格化が4月から適用され、このところ弱含んでおります。スーパーゼネコンにおいては、堅実な建設需要が当面は継続する見通しであり、特にインフラ老朽化対策やデータセンターなどデジタル化に関連した投資は、中長期的な拡大が期待されております。一方、海外経済の不確実性が民間設備投資に悪影響を及ぼし、また建設コストの継続的な上昇、さらに担い手不足の一層の進行等の懸念材料も存在しております。

こうした状況下において、当社グループは前期にグループ化を行った計3社の業績が期初より通期で寄与した結果、増収増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は15,308百万円（前連結会計年度比11.6%増）、営業利益は1,141百万円（同38.5%増）、経常利益は1,025百万円（同28.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は603百万円（同26.1%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

【環境事業】

前期に実施したM&Aにより、取扱品目及び収集運搬エリアの拡大の事業強化が図られました。既存事業においては、がれき類並びに汚染土壌の処理に関連して、受注活動の効率化を図るべく営業活動に注力した結果、平均受注単価が上昇しました。さらに、浄化済土壌という建設現場での埋め戻し材の利用を促進した結果、浄化済土壌の出荷量が増加し、汚染土壌の処理後物をセメントメーカー等に二次処理委託する外注費が低減されました。以上の結果、売上高8,373百万円（前連結会計年度比21.8%増）、セグメント利益は1,524百万円（前連結会計年度比53.9%増）となりました。

【建設事業】

前期にグループ入りした木本建興㈱の業績が期初から通期で寄与した一方、期初の繰越受注残が少なかったことが主な要因となり売上高は5,845百万円（前連結会計年度比1.1%減）に留まりました。利益面では、近年当社で取り組んでいる7億円程度の大型案件のうち、一般土木工事において収益性を確保することができました。更に、街路築造工事において近隣との協議が極めて順調に推移したことにより、当初約1年半見込まれた工期を3分の2に短縮した結果、セグメント利益は502百万円（前連結会計年度比17.1%増）となりました。

【環境エンジニアリング事業】

今後の新たな受注機会の創出を図るため、営業人員および土壤汚染対策工事のサポート人員を増員し、売上が拡大した一方で、人件費が増加したことにより、売上高653百万円（前連結会計年度比24.9%増）、セグメント利益は31百万円（前連結会計年度比44.0%減）となりました。

【その他】

警備業務において、平均受注単価が高水準で推移した一方で、隊員の人工費の増加により収益性が低下したため売上高は435百万円（前連結会計年度比5.8%増）、セグメント利益は20百万円（前連結会計年度比43.5%減）となりました。

事業別売上高

事業区分	第50期 (2024年9月期)		第51期 (2025年9月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
環境事業	6,875百万円	50.1%	8,373百万円	54.7%	1,498百万円	21.8%
建設事業	5,908	43.1	5,845	38.2	△62	△1.1
環境エンジニアリング事業	523	3.8	653	4.3	130	24.9
その他	411	3.0	435	2.8	23	5.8
合計	13,718	100.0	15,308	100.0	1,590	11.6

(注) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は969百万円でした。主要なものは東京都青梅市の建設発生土処分場560百万円、各事業所の機械装置及び運搬具、リース資産の取得です。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充当いたしました。

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として金融機関から調達した長期借入金は1,951百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は2025年9月30日を効力発生日として奥多摩工業株式会社が保有する東京都青梅市成木6丁目に所在する鉱山の所有権ならびに鉱業権等の各種許認可（以下、「土砂埋立事業等」）を、当社へ会社分割（簡易吸収分割）により承継いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年3月31日を効力発生日として、株式会社武藏野トランスポーテートの全株式を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第48期 (2022年9月期)	第49期 (2023年9月期)	第50期 (2024年9月期)	第51期 (当連結会計年度) (2025年9月期)
売上高(百万円)	11,071	12,262	13,718	15,308
経常利益(百万円)	311	523	796	1,025
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	279	358	478	603
1株当たり当期純利益(円)	111.14	142.90	183.88	214.38
総資産(百万円)	10,520	11,601	15,878	16,426
純資産(百万円)	3,674	3,984	4,999	5,584
1株当たり純資産(円)	1,462.78	1,585.95	1,740.46	1,922.84

(注) 2024年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第48期(2022年9月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第48期 (2022年9月期)	第49期 (2023年9月期)	第50期 (2024年9月期)	第51期 (当事業年度) (2025年9月期)
売上高(百万円)	10,737	11,812	12,805	12,096
経常利益(百万円)	301	491	807	840
当期純利益(百万円)	276	341	498	582
1株当たり当期純利益(円)	110.21	135.81	191.52	206.91
総資産(百万円)	10,415	11,443	14,253	14,867
純資産(百万円)	3,590	3,881	4,807	5,315
1株当たり純資産(円)	1,429.14	1,545.22	1,711.12	1,886.13

(注) 2024年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第48期(2022年9月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
成友セキュリティ株式会社	50百万円	100.0%	建設工事現場及びイベント等の警備
今友工業株式会社	30百万円	100.0%	建設工事及び測量業務
木本建興株式会社	35百万円	100.0%	建設工事
成友エコプラスワン株式会社	60百万円	50.7%	産業廃棄物中間処理
成友マテリアルワン株式会社	30百万円	100.0%	産業廃棄物中間処理
株式会社武蔵野トランスポート	32百万円	100.0%	建設工事

- (注) 1. 当連結会計年度の末日において、特定完全子会社に該当する子会社はありません。
2. 株式会社武蔵野トランスポートの全株式を取得したため、連結子会社としております。
3. 成友エコプラスワン株式会社（旧：株式会社エコワスピラント）、成友マテリアルワン株式会社（旧：株式会社栄興産業）はそれぞれ社名変更を行っております。

(4) 対処すべき課題

①主要事業の課題について

環境事業の事業環境においては、原材料価格、エネルギーコスト及び二次処理委託費の上昇が挙げられます。課題解決に向けて、受注単価の向上と受注活動の効率化を図るべく営業活動に注力しております。また、グループ企業との連携により、工場の稼働率を向上することで、売上高の増加を図ります。増益の具体的な施策としては、再生製品の利用を促進し、出荷量の拡大に努めます。当社で中間処理を施した砂や浄化済土壤は、徹底した品質管理がされているため、優良な建設資材として全国各地の建設現場で利用できます。建設現場で活用できる再生製品の利用量が増加することで、セメントメーカーへ委託する二次処理の委託量が少なくなるため、製造原価の低減に繋がり利益率が向上します。

建設事業における課題として、受注の大型化と工種の多角化に取り組んでおります。具体的には、元請の官庁工事において、東京都や国土交通省等の大型の一般土木工事やJV工事の受注を専一層推進してまいります。また、工

種の多角化については、舗装工事及び一般土木工事に加えて、水道・下水道施設工事や橋梁・河川工事の施工実績を積み重ねてまいります。

②人材の確保及び育成

今後、更なる知名度・社会的信用の向上により、今まで以上により多くの優秀な人材を採用する方針です。人材の育成については、採用した人材に充実した研修を実施することで、将来的にはリーダーシップの取れる人材及び業界の中核となる人材として育成し、成長著しい人材の中からゼネラリストとして企業経営を担うことが出来るまで教育研修を徹底します。採用・育成した人材を当社グループ内の人事交流により共有し、多様な経験を積む機会を設けるとともに、グループ各社の人材不足の解消を図ります。これらの施策により現在の当社の最大の課題の1つである後継者の育成にもつなげてまいります。

③環境問題・再生資材活用への対応

従前の「使い捨て型経済」から、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行に向けた取り組みが加速化しています。このような環境下で、高品質な再生資材の利活用は、より一層推進されていきます。

今後も継続される首都圏の再開発やインフラ整備において、新たな環境・再資源化問題が顕在化することも考えられます。当社の強みである事業運営システム「e Synergy System」（注）は、持続可能で地球環境にやさしい都市更新を支えるための重要な要素になると考えております。この「e Synergy System」を駆使し、新材に頼らない再生資材の有効活用により、再資源化事業等高度化法により国が推進するサーキュラーエコノミーの実現に寄与し、地球環境に貢献してまいります。

（注）建設現場で発生した廃棄物等を、環境事業の自社処理施設で建設資材やセメント原料へ再資源化して、再び建設現場で使用するという資源リサイクルを実現する当社独自の事業運営システムであります。

④技術の向上

コンクリート廃材のリサイクル問題の解決に向けて、当社で培った砂利や砂の回収技術を応用し、さらに発展させるため、NEDO事業により国の助成金をいただき、「省エネルギー・省CO₂・省資源型サーキュラーコンクリートの開発」を行っております。

コンクリート材料の7割を占める砂利や砂の再利用技術の開発により、再生した砂利や砂を再度コンクリートに利用する水平リサイクルを実現し、コンクリートのサーキュラーエコノミーに貢献します。関東の都市部での社会実装を目指し、輸送エネルギーの削減と資材の循環利用を実現します。

⑤財務体質の更なる強化

当社の環境事業は装置産業であり、新規の中間処理施設の設置等には多額の資金を要します。大型の設備投資や新規事業に備え、財務体質の更なる強化を進め、盤石な経営及び安定した収益構造の構築に努めます。また、上場企業として資本市場を活用した財務体質強化についても検討してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

事業区分	事業内容
環境事業	産業廃棄物処分業、収集運搬業及び汚染土壤処理業
建設事業	道路舗装及び上下水道などの一般土木工事
環境エンジニアリング事業	土壤環境対策工事、指定調査機関業務及び分析業務

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年9月30日現在)

① 当社

本社	東京都あきる野市草花1141番地1
東京本店	東京都中央区京橋二丁目13番10号京橋MIDビル4階
あきる野事業所	東京都あきる野市草花87番地12
城南島第一工場	東京都大田区城南島三丁目3番3号
城南島第二工場	東京都大田区城南島三丁目2番11号
多摩西事業所	東京都あきる野市草花1141番地1
多摩北事業所	東京都武蔵野市吉祥寺東町三丁目1番22号パレス石川2階
城東事業所	東京都墨田区堤通一丁目19番9号 リバーサイド隅田セントラルタワー10階
埼玉営業所	埼玉県所沢市東所沢三丁目17番地2
福生営業所	東京都福生市福生699番3
分析センター	東京都大田区城南島三丁目2番11号

② 子会社

成友セキュリティ株式会社	東京都福生市福生699番3
令友工業株式会社	東京都あきる野市草花1141番地1
木本建興株式会社	神奈川県相模原市中央区中央三丁目3番15号
成友エコプラスワン株式会社	東京都西多摩郡日の出町平井22番地10
成友マテリアルワン株式会社	東京都墨田区堤通一丁目19番9号 リバーサイド隅田セントラルタワー10階
株式会社武蔵野トランスポーテ	東京都武蔵野市八幡町1丁目5番2号

(7) 従業員の状況 (2025年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況 (事業区分別)

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減
環境事業	197 (10) 名	13名増 (10名減)
建設事業	126 (1) 名	24名増 (4名減)
環境エンジニアリング事業	12 (ー) 名	1名増 (1名減)
その他の	6 (164) 名	ー (13名増)
管理部門	27 (ー) 名	7名増 (ー名増)
合計	368 (175) 名	45名増 (1名減)

- (注) 1. 使用人數は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員、契約社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員（小数点以下を四捨五入しております。）を外数で記載しております。
2. 従業員が前連結会計年度末と比べて45名増加しておりますが、その主な理由は株式会社武藏野トランスポートの子会社化、採用数の増加によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
223 (ー) 名	9名増 (1名減)	41.0歳	9.3年

- (注) 1. 使用人數は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員（小数点以下を四捨五入しております。）を外数で記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数は臨時雇用者を除いて算出しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,903百万円
多摩信用金庫	1,641百万円
西武信用金庫	801百万円
株式会社みずほ銀行	553百万円
株式会社りそな銀行	432百万円
株式会社横浜銀行	147百万円

(9) 剰余金の配当方針

当社では、株主の皆様に対する利益の還元とともに、経営環境の変化に対応し、将来の中間処理施設の設置や更新に必要な内部留保資金を確保することを重要な経営課題と認識し、さらに財務体質を強化しつつ、経営成績に応じた株主の皆様への利益還元を継続的に行うことを基本方針とし、今後も株主の皆様の負託に応えてまいります。

2. 株式の状況（2025年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 10,048,800株

(2) 発行済株式の総数 2,818,853株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は9,102株増加しております。

(3) 株主数 374名

(4) 株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社細沼	1,287,950株	45.70%
細沼順人	669,592株	23.76%
細沼菜穂子	266,276株	9.45%
株式会社大岳カンパニー	196,000株	6.95%
株式会社山崎砂利商店	132,200株	4.69%
成友興業従業員持株会	73,800株	2.62%
細沼理恵	33,582株	1.19%
西武信用金庫	30,303株	1.08%
多摩信用金庫	9,000株	0.32%
三好昌武	9,000株	0.32%

(注) 持株比率は自己株式（500株）を控除して計算して算出し、小数点第3位を四捨五入しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2017年7月31日	2021年12月24日
新株予約権の数		20,815個	2,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 124,890株 (新株予約権1個につき6株)	普通株式 5,000株 (新株予約権1個につき2株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない	新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 4,800円 (1株当たり 800円)	新株予約権1個当たり 2,170円 (1株当たり 1,085円)
権利行使期間		2019年8月1日から 2027年7月31日まで	2023年12月25日から 2031年12月24日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の保有状況	取締役 (監査等委員・社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,060個 目的となる株式数 6,360株 保有者数 1名	新株予約権の数 1,500個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名
	社外取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 名	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 名
	監査等委員	新株予約権の数 2,265個 目的となる株式数 13,590株 保有者数 1名	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 名

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
3. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2025年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	細 沼 順 人	(重要な兼職) 一般社団法人東京建設業協会 理事 事業委員会環境部会 委員 三多摩建設業連合会 相談役 一般社団法人西多摩建設業協会 顧問 一般社団法人東京都中小建設業協会 副会長 一般社団法人東京都産業資源循環協会 副会長 東京スーパーエコタウン協議会 副会長 公益社団法人全国産業資源循環連合会 建設廃棄物部会 副部会長 再生土木資材分科会 座長 一般社団法人全国中小建設業協会 環境問題等対策委員会 委員 首都圏廃棄物事業協同組合 副理事長
取 締 役 専務執行役員	新 富 明 男	事業本部長
取 締 役 常務執行役員	齊 藤 衛	管理本部長兼経営企画部長
取 締 役	岩 渕 恵 理	(重要な兼職) プロアクト法律事務所 弁護士
取 締 役 常勤監査等委員	小森園 真祐美	(重要な兼職) 成友セキュリティ株式会社監査役 令友工業株式会社監査役 木本建興株式会社監査役 成友エコプラスワン株式会社監査役 成友マテリアルワン株式会社監査役 株式会社武蔵野トランスポート監査役
取 締 役 監査等委員	島 田 啓 三	
取 締 役 監査等委員	遠 藤 幸 子	(重要な兼職) ペリタス法律事務所主宰 弁護士

- (注) 1. 岩渕恵理氏、島田啓三氏及び遠藤幸子氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、小森園真祐美氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）遠藤幸子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
4. 当社は、社外取締役岩渕恵理氏、島田啓三氏及び遠藤幸子氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役会における充実した議論による適切な経営判断と業務執行を行うため、

取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮しつつ適材適所の観点により、総合的に検討したうえで、取締役候補者を指名しております。取締役のスキル一覧表「スキルマトリックス」は、以下のとおりです。

取締役のスキルマトリックス

氏名	役職	企業 経営	営業 事業開発 技術開発 製造生産	法務 コンプライアンス ガバナンス	労務 人事 人材開発	財務 会計	I T I T C D X
細沼 順人	代表取締役 社長	○		○	○		
新富 明男	取締役 専務執行役員	○	○		○		○
齊藤 衛	取締役 常務執行役員	○		○		○	
岩渕 恵理	取締役			○	○		
小森園 真祐美	取締役（常勤 監査等委員）			○	○		
島田 啓三	取締役（監査 等委員）		○	○			
遠藤 幸子	取締役（監査 等委員）			○		○	

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役岩渕恵理氏及び監査等委員の3名との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額とします。

（3）補償契約に関する事項

該当事項はありません。

（4）役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及びそれに準じる役職の者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、利益又は便宜の供与を違法に得た場合、法令に違反することを認識しながら行った場合等一定の支払免責事由が設定されています。

(5) 取締役の報酬等の額

当事業年度に係る役員の報酬等の総額（業績連動報酬等、非金銭報酬等、それら以外の報酬等の総額）

区分	人 数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	4名 (1名)	102,303千円 (2,850千円)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	3名 (2名)	16,164千円 (6,000千円)
合 計 (うち社外取締役)	7名 (3名)	118,467千円 (8,850千円)

(注) 2018年12月20日の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内、監査等委員の報酬限度額は年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は、10名（うち社外取締役3名）であります。

(6) 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

(7) 非金銭報酬等に関する事項

該当事項はありません。

(8) 会社役員の報酬等の額又はその算定方針に関する事項

当社は、取締役の報酬体系を固定報酬とし、取締役の個人別報酬の決定は、会社全体の業績や担当領域の差異等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役が適切であることから、取締役会において代表取締役社長細沼順人に一任しています。なお、個人別報酬の決定にあたっては、透明性を確保し公正性と適正性を担保するため、社外取締役が過半数を占め、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会を置き、事前に各取締役の自己評価書とともに当該委員会に諮問し、その答申をうけております。代表取締役社長はその答申を尊重して決定していることから、適切に権限が行使されているものと判断しております。

取締役の個人別の報酬の決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

①報酬の額又はその算定方法の決定方針

報酬は、役位、職責、在籍年数、当社の業績、各取締役の評価、従業員給与の水準等を総合的に勘案して決定する。

②報酬の付与時期や条件に関する方針

報酬は月例の固定金銭報酬とする。

(9) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職先との関係

- ・社外取締役岩渕恵理氏は、弁護士であり、プロアクト法律事務所に所属しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査等委員遠藤幸子氏は、弁護士であり、ベリタス法律事務所を主宰しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 岩渕 恵理	当事業年度開催の取締役会17回のうち、17回(100%)に出席いたしました。弁護士・公認不正検査士としての豊かな経験・知識等を有し専門的見地から適宜発言を行っております。これらの活動を通じ、経営の監督機能の強化に寄与しています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 (監査等委員) 島田 啓三	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回(100%)、監査等委員会19回のうち19回(100%)に出席いたしました。官庁・大手建設会社・環境関連業界団体に長く在籍しております、その豊富な経験・知識等から、環境事業・建設事業の両面から適宜発言を行うとともに、取締役会の議長として中立的立場から議事の進行を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役 (監査等委員) 遠藤 幸子	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回(94.1%)、監査等委員会19回のうち18回(94.7%)に出席いたしました。弁護士・税理士としての豊かな経験・知識等を有し専門的見地から適宜発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

③社外役員が当社の親会社又は当社の親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

監査法人A&Aパートナーズ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(5) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、「内部統制基本規程」を定め、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、下記のとおりに内部統制システムの整備を行っております。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制基本規程を決定し、その運用状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行います。
 - (b) 監査等委員会は、内部統制システムの整備と運用状況を含め、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行っております。
 - (c) コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び使用人が遵守すべき規範として「リスク・コンプライアンス規程」を定め周知徹底を図るとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持、意識の向上に努めております。
 - (d) 内部監査室は、内部監査規程に基づき、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを監査し、その結果を代表取締役社長に報告しております。
 - (e) 取締役人事に関して透明性の向上を図るため、取締役会の諮問機関として社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の選任及び個人別報酬の決定について提言をうけることとしております。指名・報酬諮問委員会の委員長は、取締役会の決議により社外取締役を選定しています。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 当社においては、取締役の職務執行に係る情報は、取締役会その他重要な会議に関する議事録及び稟議書等の文書（電磁的記録を含む。）として記録し、社内規程に基づき保存及び管理する体制としております。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 当社においては、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、必要に応じてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを未然に防止するよう努めるとともに、事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について、必要な処置を講じる体制としております。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 当社においては、原則として毎月1回開催の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を行い、迅速かつ効率的な意思決定を行う体制としております。

また、取締役会の意思決定に基づく業務執行については、社内規程において職務分掌及び責任権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図ることを確保する体制としております。

e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を制定するとともに、当社の取締役を子会社の監査役として任命しております。また、子会社から毎月の業況を当社取締役会に報告させ、計画の進捗管理を行っているほか、当社内部監査室が定期的に監査し、その監査の結果を当社社長に報告することとなっております。

f. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会を補助すべき使用人を置くこととしております。

なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保することとしております。

g. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及びその他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査等委員会に報告しなければならないこととしております。

また、監査等委員会に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止することとしております。

h. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査等委員は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的な会合をもち、経営方針、会社の対応すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要問題点について意見を交換することとしております。

(b) 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査等委員は取締役会の他、重要な会議に出席でき、また、監査等委員会から要求のあった文書等は、随時提供することとしております。

(c) 監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

i. 財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制

当社の財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制として、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制を整備しております。

j. 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

- (a) 当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）との関係を一切遮断しております。
- (b) 当社は、反社会的勢力排除のため、以下の体制整備を行っております。
 - ・反社会的勢力対応部署の設置
 - ・外部専門機関（暴追都民センター）との連携体制の確立
 - ・反社会的勢力調査手順書の制定
 - ・暴力団排除条項の導入
 - ・その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

a. 内部監査及び監査等委員監査の状況

当社では代表取締役社長直轄の内部監査室を設け、内部監査を実施しております。内部監査は、「内部監査規程」に基づき、会社の業務運営が法令並びに会社の規程類を遵守して適正に行われているかを評価することを目的として実施しております。内部監査室と会計監査人は、会計監査人の往査時に適宜意見交換を行うことにより、相互に連携を図っております。

また、監査等委員は、定期的な監査等委員会の開催のほか、取締役会への出席、その他社内の重要な会議への出席、会社財産の調査及び業務の調査等を通じて取締役の業務を十分に監査できる体制となっており、不正行為又は法令若しくは定款に違反する事実の発生防止にも取り組んでおります。また、必要に応じて、内部監査室と意見及び情報の交換を行っております。更に監査等委員は、会計監査人より監査結果報告を聴取し、必要に応じて監査計画、監査実施状況等について会計監査人に報告を求めるなど情報の共有を図り、監査機能の有効性・効率性を高めるための取組みを行っております。

b. 社外取締役の状況

当社は、社外取締役 1名及び監査等委員である社外取締役 2名を選任し、取締役会の牽制及び経営監視機能を強化しております。なお、当社と社外取締役との間において、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役岩渕恵理は、弁護士・公認不正検査士として企業のリスクマネジメントについて豊富な知見を有しており、特に当社のガバナンス強化について専門的な観点から客観的な監督、助言を得るため、社外取締役に

選任しております。

社外監査等委員島田啓三は、官庁・大手建設会社・環境関連業界団体に長く在籍しております、その豊富な経験・知識等から、環境事業・建設事業の両面から適宜助言又は提言を得るため、社外監査等委員に選任しております。

社外監査等委員遠藤幸子は、弁護士・税理士としての豊かな経験により、高い見識を有しております、その知識・経験に基づき、適宜助言又は提言を得るため、社外監査等委員に選任しております。

また、当社では社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針としての特段の定めはありませんが、経歴、当社との関係等から個別に判断し、当社からの独立性を確保できる者を社外役員として選任することとしております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	6,186,201	【流動負債】	5,018,266
現金及び預金	2,974,110	支払手形及び買掛金	1,144,972
受取手形及び売掛金	1,617,343	工事未払金	639,907
完成工事未収入金	92,259	短期借入金	500,000
契約資産	1,310,642	1年内償還予定の社債	10,000
材料及び貯蔵品	39,615	1年内返済予定の長期借入金	1,046,671
未成工事支出金	64,882	リース債務	122,701
その他の	96,178	未払法人税等	244,167
貸倒引当金	△8,831	契約負債	705,174
		賞与引当金	148,235
【固定資産】	10,240,032	その他の	456,435
(有形固定資産)	8,996,605	【固定負債】	5,822,977
建物及び構築物	3,931,486	社債	602,500
機械装置及び運搬具	3,175,701	長期借入金	4,520,377
建設発生土処分場	560,000	リース債務	343,683
土地	4,751,607	資産除去債務	15,881
リース資産	604,194	その他の	340,534
建設仮勘定	45,360	負債合計	10,841,243
その他の	176,021	(純資産の部)	
減価償却累計額	△4,247,766	【株主資本】	5,415,747
(無形固定資産)	891,393	資本金	375,382
のれん	884,752	資本剰余金	437,782
その他の	6,640	利益剰余金	4,602,582
(投資その他の資産)	352,034	【その他の包括利益累計額】	3,505
投資有価証券	12,055	その他有価証券評価差額金	3,505
繰延税金資産	148,563	【非支配株主持分】	165,737
その他の	191,414	純資産合計	5,584,990
資産合計	16,426,234	負債・純資産合計	16,426,234

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2024年10月1日)
(至 2025年9月30日)

(単位:千円)

科 目	金	額
【売 上 高】		15,308,721
【売 上 原 価】		12,491,069
売 上 総 利 益		2,817,652
【販売費及び一般管理費】		1,676,417
當 業 利 益		1,141,234
【當 業 外 収 益】		
受 取 利 息	3,818	
受 取 配 当 金	809	
受 取 貸 貸 料	2,720	
受 取 事 務 手 数 料	1,786	
保 険 金 収 入	6,372	
助 成 金 収 入	17,565	
そ の 他	1,609	34,682
【當 業 外 費 用】		
支 払 利 息	109,974	
借 入 手 数 料	37,274	
そ の 他	3,351	150,600
經 常 利 益		1,025,316
【特 別 利 益】		
固 定 資 産 売 却 益	35,905	35,905
【特 別 損 失】		
固 定 資 産 除 売 却 損	2,956	
損 害 賠 償 金	2,710	5,666
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,055,555
法 人 稅、住 民 稅 及 び 事 業 稅	402,623	
法 人 稅 等 調 整 額	△7,278	395,344
当 期 純 利 益		660,210
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		56,918
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		603,291

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年10月1日)
(至 2025年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	371,271	433,671	4,083,583	4,888,526
当期変動額				
新株の発行	4,111	4,111		8,222
剰余金の配当			△84,292	△84,292
親会社株主に帰属する当期純利益			603,291	603,291
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	4,111	4,111	518,999	527,221
当期末残高	375,382	437,782	4,602,582	5,415,747

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,742	1,742	108,818	4,999,087
当期変動額				
新株の発行				8,222
剰余金の配当				△84,292
親会社株主に帰属する当期純利益				603,291
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,763	1,763	56,918	58,682
当期変動額合計	1,763	1,763	56,918	585,903
当期末残高	3,505	3,505	165,737	5,584,990

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	6 社
・主要な連結子会社の名称	成友セキュリティ(株) 令友工業(株) 木本建興(株) 成友エコプラスワン(株) 成友マテリアルワン(株) ㈱武藏野トランスポーテ

(2) 連結の範囲の変更に関する注記

当連結会計年度から㈱武藏野トランスポーテを連結の範囲に含めております。当連結会計年度中に当社が㈱武藏野トランスポーテの全株式を取得し子会社化したことにより連結の範囲に含めることとしたものであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、木本建興(株)、成友マテリアルワン(株)、㈱武藏野トランスポーテの決算日は、それぞれ 6 月 30 日、7 月 31 日、7 月 31 日であります。これらの会社については、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

b. 備用資産

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、建設発生土処分場については建設発生土の埋立量により償却しております。また、子会社は一部定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

b. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

c. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a. 建設事業

建設事業においては、工事請負契約に基づき工事を行う義務を負っており、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法により収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）によっており、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することができる場合には、原価回収基準を適用しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、履行義務が全て充足された一時点で収益を認識しております。

b. 環境事業

環境事業においては、主として「土壤汚染対策法」並びに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の下、顧客との契約に基づき建設・建築現場から発生するがれき類、汚泥、汚染土壤等の処理を行う義務を負っており、履行義務が充足される処理完了時点で収益を認識しております。

c. 環境エンジニアリング事業

環境エンジニアリング事業については、「土壤汚染対策法」の下、工事請負契約に基づき土壤汚染対策工事を行う義務、また、顧客との契約に基づき指定調査機関として土壤汚染状況調査や環境分析センターにおいて環境計量証明を行う義務を負っております。工事請負契約については、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法により収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）によっており、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準を適用しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、履行義務が全て充足された一時点で収益を認識しております。土壤汚染状況調査や環境計量証明業務については、履行義務が充足される調査結果の報告及び証明書の発行時点で収益を認識しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

5年で均等償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 工事契約における収益認識

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

工事の進捗度に応じて計上した売上高 5,822,779千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事請負契約に関して、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法における履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。工事収益総額及び工事原価総額の見積りについては、工事着工段階において実行予算を策定し、着工後においては毎月工事の現況を踏まえて見直しを実施しておりますが、顧客要望による工事内容変更、追加工事契約の締結、資材価格や労務・外注費等の変動等の影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の完成工事高の計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 148,563千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末における将来減算一時差異に対して、将来の課税所得の見込みに基づき回収可能性があると判断した部分について繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎とし受注残高の翌期以降の進捗見込み及び今後の受注見込み額を主要な仮定としております。将来の不確実な経営環境の変化により主要な仮定が変動する可能性があり、翌連結会計年度の繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 884,752千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

木本建興株式会社、株式会社エコワスピラント（現 成友エコプラスワン株式会社）、株式会社栄興産業（現 成友マテリアルワン株式会社）、株式会社武藏野トランスポーティメントを取得したことにより生じたのれんを計上しております。被取得企業の今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であるのれんは、その効果が発現すると見積もられる期間にわたって均等償却しております。のれんの金額は、取得時の事業計画に基づく将来キャッシュ・フロー等の仮定に基づいて、回収可能性を判断した上で計上しております。将来の不確実な経営環境の変化により主要な仮定が変動する可能性があり、翌連結会計年度ののれんの計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建 機 土	械 械 計	物 置 地	1,155,127千円 206,536千円 3,973,952千円 <hr/> 5,335,616千円
-------------	-------------	-------------	--

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 長 期 借 入 金 計	596,079千円 <hr/> 3,503,656千円 <hr/> 4,099,735千円
---	---

(2) 貸出コミットメント契約

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額 借入実行残高 差引	2,550,000千円 <hr/> 500,000千円 <hr/> 2,050,000千円
---	---

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	2,809,751株	9,102株	一株	2,818,853株

(注) 発行済株式の総数の増加の内容は当連結会計年度中の新株予約権の権利行使による新株発行であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式種類	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年12月20日 定時株主総会	普通株式	84,292千円	30円00銭	2024年9月30日	2024年12月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式種類	配当金総額	配当原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年12月19日 定時株主総会	普通株式	112,738千円	利益剰余金	40円00銭	2025年9月30日	2025年12月22日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 169,890株

5. 金融商品に関する注記

5-1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、工事未払金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後9年であります。これらは、流動性リスク及び金利変動リスクに晒されておりますが、適時に資金繰り計画を作成・更新することにより管理しております。

(3) 金融商品に関するリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

5-2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 受取手形及び売掛金	1,617,343	1,617,343	—
(2) 完成工事未収入金	92,259	92,259	—
(3) 投資有価証券	12,055	12,055	—
資産計	1,721,657	1,721,657	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,144,972	1,144,972	—
(2) 工事未払金	639,907	639,907	—
(3) 短期借入金	500,000	500,000	—
(4) 未払法人税等	244,167	244,167	—
(5) 社債	612,500	596,830	△15,669
(6) 長期借入金	5,567,048	5,566,692	△356
(7) リース債務	466,385	469,924	3,539
負債計	9,174,982	9,162,495	△12,486

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 1年内償還予定の社債及び1年内返済予定の長期借入金は、それぞれ「(5)社債」及び「(6)長期借入金」に含まれております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定

(単位:千円)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
受取手形及び売掛金	1,617,343	—	—	—
完成工事未収入金	92,259	—	—	—
合計	1,709,602	—	—	—

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	500,000	—	—	—	—	—
社債	10,000	2,500	600,000	—	—	—
長期借入金	1,046,671	938,508	869,163	752,408	682,922	1,277,373
リース債務	122,701	116,647	76,939	53,492	46,385	50,218
合計	1,679,373	1,057,655	1,546,103	805,901	729,308	1,327,592

5-3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	12,055	—	—	12,055
資産計	12,055	—	—	12,055

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	596,830	—	596,830
長期借入金	—	5,566,692	—	5,566,692
リース債務	—	469,924	—	469,924
負債計	—	6,633,447	—	6,633,447

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債、長期借入金、リース債務

社債、長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を、同様の新規社債発行、借入及びリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在社債により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額 1,922円84銭

1株当たりの当期純利益 214円38銭

7. 収益認識に関する注記

7-1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント				その他 (注)	(千円) 合計
	環境事業	建設事業	環境エンジニアリング事業	計		
売上高						
一定の期間にわたり移転される財・サービス	—	5,323,499	499,279	5,822,779	—	5,822,779
一時点で移転される財・サービス	8,373,261	522,481	154,432	9,050,176	435,766	9,485,942
顧客との契約から生じる収益	8,373,261	5,845,981	653,712	14,872,955	435,766	15,308,721
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	8,373,261	5,845,981	653,712	14,872,955	435,766	15,308,721

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、建設工事現場・イベント等の警備業を含んでおります。

7-2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

7-3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主に工事請負契約に基づく工事において、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法により認識した収益にかかる未請求の権利であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は、主に工事請負契約における顧客からの前受金であります。

(単位：千円)

	期首残高 (2024年10月1日)	期末残高 (2025年9月30日)
顧客との契約から生じた債権	1,623,441	1,709,602
契約資産	1,618,118	1,310,642
契約負債	238,797	705,174

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、238,797千円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は4,472,245千円であります。概ね1年以内に履行義務が充足される見込みであります。

8. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

(株式会社武藏野トランスポートの取得)

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

名称 株式会社武藏野トランスポート（以下、「武藏野トランスポート」という。）

事業の内容 土木工事業、舗装工事業、下水道工事業、管工事業、水道工事業

②企業結合を行った主な理由

当社グループは、2025年9月期の経営方針として、建設事業における工種の多角化や請負工事の大型化を重要施策の一つとして、事業承継などの機会を通じたM&A戦略による東京都以外の首都圏への地域拡大を目指してまいりました。

武藏野トランスポートは、官公庁から請け負う土木工事業、舗装工事業を中心とし、東京都武藏野市で事業を展開しており、多摩地域における事業基盤のさらなる強化を図るとともに、技術交流や相互支援を通じて当社グループの収益力を高め、企業価値を向上させることができると判断し、子会社化することいたしました。

③企業結合日

2025年3月31日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤結合後企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 当連結会計年度に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年4月1日から2025年7月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	207,699千円
-------	----	-----------

取得原価		207,699千円
------	--	-----------

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等	5,700千円
------------	---------

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額 144,863千円

②発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	286,142千円
------	-----------

固定資産	13,294千円
------	----------

資産合計	299,436千円
------	-----------

流動負債	185,098千円
------	-----------

固定負債	51,502千円
------	----------

負債合計	236,600千円
------	-----------

(奥多摩工業株式会社からの会社分割（簡易吸収分割）による事業の承継)

(1) 企業結合の概要

①分割会社の名称及び承継した事業の内容

分割会社の名称 奥多摩工業株式会社（以下、「奥多摩工業」という。）

承継した事業の内容 建設発生土の土砂埋立事業

②企業結合を行った主な理由

2024年6月より排出事業者による建設発生土の最終搬出先確認を義務付けられたことを受け、当社では、今後建設発生土の取扱量を増加させるため、2023年2月に建設発生土のストックヤード運営事業者登録を行いました。建設発生土の取扱量増加が見込まれることに伴い、建設発生土の土砂埋立事業を内製化すべく、奥多摩工業の東京都青梅市成木6丁目における土砂埋立事業等を当社が承継することで、事業の拡大および事業基盤の強化を図り、収益性の向上ができると判断し、当該事業を承継することといたしました。

③企業結合日

2025年9月30日

④企業結合の法的形式

当社を承継会社とし、奥多摩工業を分割会社とする吸収分割（簡易吸収分割）

⑤結合後企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

⑥取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として当該事業を取得したことによるものであります。

(2) 当連結会計年度に含まれる被取得企業の業績の期間

企業結合日が2025年9月30日のため該当事項はありません。

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	560,000千円
-------	----	-----------

取得原価		560,000千円
------	--	-----------

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等	5,000千円
------------	---------

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

有形固定資産である建設発生土処分場の取得として計上しており、該当事項はありません。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	一千円
------	-----

固定資産	560,000千円
------	-----------

資産合計	560,000千円
------	-----------

流動負債	一千円
------	-----

固定負債	一千円
------	-----

負債合計	一千円
------	-----

貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	4,394,234	【流動負債】	4,244,297
現金及び預金	1,646,524	支 払 手 形	184,031
受取手形	135,322	買 掛 金	831,127
売掛金	1,215,402	工 事 未 払 金	522,994
完成工事未収入金	92,259	短 期 借 入 金	500,000
契約資産	1,176,779	1年内返済予定の長期借入金	988,419
材料貯蔵品	22,262	リース債務金	122,340
未成工事支出金	38,852	未 払 費 用	16,397
前払費用	43,679	未 払 法 人 税 等	84,284
貸倒引当金	△7,422	未 払 消 費 税 等	162,944
その他の	30,573	前契約負債	65,664
【固定資産】	10,473,183	預り金	11,625
(有形固定資産)	7,559,544	賞与引当金	558,028
建物	2,626,682	【固定負債】	61,421
構築物	756,540	社債	135,019
機械装置	2,389,666	長期借入金	5,307,329
車輌運搬器具	82,765	リース債務	600,000
工具器具備	84,440	資産除去債務	4,185,954
土地	3,762,862	その他の	343,321
リース資産	602,682	【負債合計】	15,881
建設発生土処分場	560,000		162,171
建設仮勘定	45,360		9,551,627
減価償却累計額	△3,351,455	(純資産の部)	
(無形固定資産)	2,403	【株主資本】	5,312,286
ソフトウエア	968	資本金	375,382
その他の	1,434	(資本剰余金)	437,782
(投資その他の資産)	2,911,235	資本準備金	437,782
投資有価証券	12,055	(利益剰余金)	4,499,120
関係会社株式	2,486,522	利益準備金	19,693
長期貸付金	200,000	その他利益剰余金	4,479,427
長期前払費用	21,224	別途積立金	100,650
繰延税金資産	99,607	繰越利益剰余金	4,378,777
その他の	91,825	【評価・換算差額等】	3,505
		その他有価証券評価差額金	3,505
資産合計	14,867,418	【純資産合計】	5,315,791
		【負債・純資産合計】	14,867,418

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024年10月1日)
(至 2025年9月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
【売 上 高】	
環境事業売上高	6,624,774
完成工事高	4,817,972
環境エンジニアリング事業売上高	653,712
	12,096,459
【売 上 原 価】	
環境事業売上原価	5,341,213
完成工事原価	4,278,683
環境エンジニアリング事業売上原価	596,762
	10,216,659
売 上 総 利 益	1,879,799
【販売費及び一般管理費】	939,864
當 業 利 益	939,935
【當 業 外 収 益】	
受取利息	5,951
受取配当金	15,802
受取賃貸料	2,720
受保険金収入	1,713
受助成金収入	16,806
その他の	1,118
	44,110
【當 業 外 費 用】	
支払利息	98,960
社債利息	4,620
支払手数料	37,274
その他の	2,930
	143,785
經 常 利 益	840,260
【特 別 利 益】	
固定資産売却益	29,946
	29,946
【特 別 損 失】	
固定資産除売却損	19
損害賠償金	2,710
	2,729
税引前当期純利益	867,477
法人税、住民税及び事業税	287,263
法人税等調整額	△2,056
当 期 純 利 益	285,206
	582,270

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年10月1日)
(至 2025年9月30日)

(単位:千円)

資本金	株主資本						株主資本合計	
	資本準備金	資本	剰余金	利益		剰余金		
		資本準備金合計	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	371,271	433,671	433,671	19,693	100,650	3,880,799	4,001,143	4,806,086
当期変動額								
新株の発行	4,111	4,111	4,111					8,222
剰余金の配当						△84,292	△84,292	△84,292
当期純利益						582,270	582,270	582,270
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
当期変動額合計	4,111	4,111	4,111	—	—	497,977	497,977	506,199
当期末残高	375,382	437,782	437,782	19,693	100,650	4,378,777	4,499,120	5,312,286

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,742	4,807,828
当期変動額		
新株の発行		8,222
剰余金の配当		△84,292
当期純利益		582,270
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1,763	1,763
当期変動額合計	1,763	1,763
当期末残高	3,505	5,315,791

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

材料貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

1-2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、建設発生土処分場については建設発生土の埋立量により償却しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～38年

構築物 7～31年

機械装置 2～17年

車輛運搬具 2～10年

工具器具備品 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

また、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

1-3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

1-4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

（建設事業）

建設事業においては、工事請負契約に基づき工事を行う義務を負っており、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法により収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する

発生原価の割合（インプット法）によっており、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準を適用しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、履行義務が全て充足された一時点で収益を認識しております。

（環境事業）

環境事業においては、主として「土壤汚染対策法」並びに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の下、顧客との契約に基づき建設・建築現場から発生するがれき類、汚泥、汚染土壤等の処理を行う義務を負っており、履行義務が充足される処理完了時点で収益を認識しております。

（環境エンジニアリング事業）

環境エンジニアリング事業については、「土壤汚染対策法」の下、工事請負契約に基づき土壤汚染対策工事を行う義務、また、顧客との契約に基づき指定調査機関として土壤汚染状況調査や環境分析センターにおいて環境計量証明を行う義務を負っております。工事請負契約については、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法により収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）によっており、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準を適用しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、履行義務が全て充足された一時点で収益を認識しております。土壤汚染状況調査や環境計量証明業務については、履行義務が充足される調査結果の報告及び証明書の発行時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

（1）工事契約における収益認識

①当事業年度の計算書類に計上した金額

工事の進捗度に応じて計上した売上高 4,813,933千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事請負契約に関して、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法における履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

工事収益総額及び工事原価総額の見積りについては、工事着工段階において実行予算を策定し、着工後においては毎月工事の現況を踏まえて見直しを実施しておりますが、顧客要望による工事内容変更、追加工事契約の締結、資材価格や労務・外注費等の変動等の影響を受ける可能性があり、翌事業年度の完工工事高の計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（2）繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 99,607千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度末における将来減算一時差異に対して、将来の課税所得の見込みに基づき回収可能性があると判断した部分について繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎とし受注残高の翌期以降の進捗見込み及び今後の受注見込み額を主要な仮定としております。

将来の不確実な経営環境の変化により主要な仮定が変動する可能性があり、翌事業年度の繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建	物	1,021,354千円
機	械	206,536千円
土	置	3,083,695千円
	計	<u>4,311,587千円</u>

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	578,067千円
長 期 借 入 金	<u>3,169,233千円</u>
計	<u>3,747,300千円</u>

(2) 貸出コミットメント契約

当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	2,500,000千円
借入実行残高	<u>500,000千円</u>
差引	<u>2,000,000千円</u>

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	65,921千円
長期金銭債権	200,000千円
短期金銭債務	19,784千円
計	<u>285,706千円</u>

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	309,112千円
営業取引以外の取引高	18,719千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	500株
------	------

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

長 期 未 払 金	34,153千円
賞 与 引 当 金 等	47,965千円
売 上 原 価 否 認	23,835千円
未 払 事 業 税	10,818千円
貸 倒 引 当 金	2,273千円
資 产 除 去 債 务	5,004千円
固定資産未実現利益	7,357千円
そ の 他	6,603千円
繰延税金資産 小計	138,012千円
評価性引当額	△34,153千円
繰延税金資産 合計	103,858千円

繰延税金負債

資 产 除 去 債 务	1,889千円
有価証券評価差額金	1,613千円
そ の 他	749千円
繰延税金負債 合計	4,251千円
繰延税金資産の純額	99,607千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更して計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

種 類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子 会 社	成友セキュリティ 株	直接100%	役務の受入	警備料金の支払(注1)	42,776	工事未払金	4,277
				配当の受取	15,000	—	—
	成友工業 株	直接100%	役務の受入	労務作業費の支払等(注1)	120,298	工事未払金	10,498
	成友エコプラス ウン 株	直接100%	資金の援助	資金の貸付(注2)	200,000	長期貸付金	200,000
	成友マテリアル ワン 株	直接100%		利息の受取(注2)	1,393	—	—
			担保被提供	不動産の担保被提供(注3)	1,291,642	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ取引金額を決定しています。
- 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 金融機関からの借入につき、担保の提供を受けたものであります。取引金額は、担保資産に対する債務の期末残高を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	1,886円13銭
1株当たりの当期純利益	206円91銭

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記（4）会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年11月21日

成友興業株式会社
取締役会御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 穎
指定社員 業務執行社員	公認会計士	太田洋介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、成友興業株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、成友興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し表示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作

成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年11月21日

成友興業株式会社
取締役会御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤	穎
指定社員 業務執行社員	公認会計士	太田	洋介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、成友興業株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会

計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行について監査をいたしました。その方法及び結果につきまして、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる 것을確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月21日

成友興業株式会社監査等委員会

常勤監査等委員 小森園真祐美印
監査等委員島田啓三印
監査等委員遠藤幸子印

(注) 監査等委員島田啓三及び遠藤幸子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、株主の皆様に継続的に配当することを基本方針としております。第51期の期末配当につきましては、当期の堅調な業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は112,738,120円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年12月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされました。意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	ほそ ぬま まさ ひと 細沼 順人 (1967年6月5日)	<p>1988年12月 当社取締役 1991年4月 日建開発システム株式会社入社 1995年4月 当社専務取締役 1996年10月 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況）</p> <p>一般社団法人東京建設業協会 理事 事業委員会環境部会 委員 三多摩建設業連合会 相談役 一般社団法人西多摩建設業協会 顧問 一般社団法人東京都中小建設業協会 副会長 一般社団法人東京都産業資源循環協会 副会長 東京スーパーエコタウン協議会 副会長 公益社団法人産業資源循環連合会 建設廃棄物部会 副会長 再生土木資材分科会 座長 一般社団法人全国中小建設業協会 環境問題等対策委員会 委員 首都圏廃棄物事業協同組合 副理事長</p>	669,592株

【選任理由】

細沼順人は、1996年10月に代表取締役として就任以来、当社の企業理念を体現し成長を牽引してきました。30年間程度に及ぶ環境事業及び建設事業の豊富な見識、それぞれの業界団体の役員としての貢献、さらに幅広い人脈を活かし当社の事業発展を牽引することから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
2	しん ひみ あき お 新富明男 (1962年9月12日)	<p>1981年4月 東京鋪装工業株式会社入社</p> <p>2007年4月 当社入社</p> <p>2007年6月 多摩北事業所長</p> <p>2011年10月 建設事業統括部長 兼多摩北事業所長</p> <p>2013年12月 取締役</p> <p>2014年12月 事業本部副本部長 兼多摩北事業所長</p> <p>2016年10月 建設事業部長</p> <p>2018年10月 取締役執行役員</p> <p>2020年10月 取締役常務執行役員</p> <p>2023年10月 取締役専務執行役員 事業本部長（現任）</p>	1,200株
【選任理由】			
新富明男氏は建設事業を牽引し、当社の成長に貢献してまいりました。企業経営と建設事業に関する広範な知識と経験を有し、現在は全事業部を統括する事業本部長として当社において重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
3	さい とう まもる 齊藤衛 (1966年8月25日)	<p>1990年4月 山一證券株式会社入社</p> <p>1999年1月 プライス・ウォーターハウス・クーパース・コンサルタント株式会社（現日本IBM株式会社）入社</p> <p>2002年1月 外務省アソシエート・エキスパート・プログラムにより国際労働機関及び国連工業開発機関勤務</p> <p>2005年1月 外務省入省</p> <p>2006年10月 新光証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社</p> <p>2011年5月 東海東京証券株式会社入社</p> <p>2017年4月 株式会社SBI証券入社</p> <p>2017年9月 株式会社タケエイ入社</p> <p>2019年2月 当社入社</p> <p>2019年3月 経営企画部長</p> <p>2019年10月 執行役員</p> <p>2020年10月 常務執行役員（IPO担当）</p> <p>2020年12月 取締役常務執行役員（現任）</p> <p>2023年10月 管理本部長兼経営企画部長（現任）</p>	3,000株
【選任理由】			
齊藤衛氏は、当社のコンプライアンス・ガバナンスの強化を実現しながら名古屋証券取引所への上場を牽引致しました。これまで上場準備で発揮された当社事業全般を俯瞰し監督する能力と中長期的視野及び上場企業に対する営業経験を活かし、管理本部長として当社において重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
4	いわ ぶら え り 岩 渕 恵 理 (1990年2月9日)	<p>2016年4月 三井住友信託銀行株式会社入行</p> <p>2016年5月 弁護士登録</p> <p>2019年2月 プロアクト法律事務所入所 (現職)</p> <p>2022年12月 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>プロアクト法律事務所 弁護士</p>	—

【選任理由及び期待される役割の概要】

岩渕恵理氏は弁護士・公認不正検査士として企業のリスクマネジメントについて豊富な知見を有しております、当該知見を活かして特に当社のガバナンスの強化について専門的な観点から当社経営全般に対し客観的な監督、助言等をいただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 細沼順人氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 岩渕恵理氏は社外取締役候補者であります。また、同氏の戸籍上の氏名は、滝澤恵理であります。
4. 岩渕恵理氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、岩渕恵理氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、岩渕恵理氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険の概要につきましては、事業報告「4. 会社役員の状況」の「(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認された場合、引き続き当該保険の被保険者となります。なお、当該保険契約は満期時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役1名が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
こもりぞの 小森園 真祐美 (1966年3月1日)	<p>1985年3月 当社入社 1997年6月 取締役 2005年10月 総務部長 2007年5月 監査役 2014年11月 取締役総務部長 2018年10月 取締役常務執行役員管理本部長兼総務企画部長 2019年1月 管理本部長 2019年10月 取締役常務執行役員人事総務担当 2020年10月 取締役執行役員総務部長 2022年4月 取締役執行役員安全・品質・環境担当 2023年10月 取締役執行役員 2023年12月 取締役常勤監査等委員（現任） （重要な兼職の状況） 成友セキュリティ株式会社 監査役 令友工業株式会社 監査役 木本建興株式会社 監査役 成友エコプラスワン株式会社 監査役 成友マテリアルワン株式会社 監査役 株式会社武藏野トランスポート 監査役 </p>	4,530株

【選任理由】

小森園真祐美氏は、長期にわたり当社の経営および監査に関与していることから、多角的な情報を収集し客観的な意見を述べ、監査等委員として職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、小森園真祐美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険の概要につきましては、事業報告「4. 会社役員の状況」の「(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりです。小森園真祐美氏が選任された場合、当該保険の被保険者となります。なお、当該保険契約は満期時においても同内容での更新を予定しております。

以上

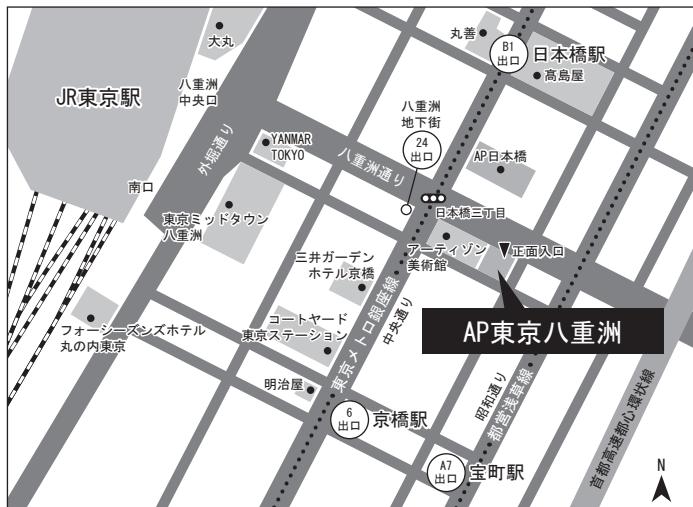
株主総会会場ご案内

会場：東京都中央区京橋一丁目10番7号

K P八重洲ビル 10階

A P東京八重洲 Wルーム

TEL 03-6228-8109



J R各線

東京メトロ銀座線

東京メトロ銀座線

東京駅

日本橋駅

京橋駅

八重洲南口より

B 1番出口より

6番出口より

徒歩約6分

徒歩約5分

徒歩約4分

ご来場にあたり、車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導等のサポートが必要な場合には、株主総会の前日までにお電話でご連絡くださいますようお願い申し上げます。

03-3538-4111 (受付時間：土・日・祝日を除く平日 9時～17時)